

第 94 号

お茶の水女子大学学报

昭和 58 年 9 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

学 内 規 程	1
人 事	1
学 事	3
諸 報	5
海外渡航	5
給与に関する勧告について	5
職員の住所変更	16
日 誌 (抄)	16

学 内 規 程

〇お茶の水女子大学規則第 7 号

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規を次のように定める。

昭和58年 7 月 4 日

お茶の水女子大学長 藤 卷 正 生

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を改正する内規

お茶の水女子大学奨学基金運営内規の一部を次のように改正する。

第 2 条の表被服学奨学基金の項中沿革の第 5 号の次に次の 1 号を加える。

六 昭和58年 5 月本学名誉教授林 雅子氏、矢部章彦氏が教授退官の記念に本基金の趣旨に賛同し本学に寄附す。

同条同表食物学奨学基金の項中沿革の第 6 号の次に次の 1 号を加える。

七 昭和58年 4 月本学名誉教授吉松藤子氏が教授退官の記念に本基金の趣旨に賛同し本学に寄附す。

附 則

この内規は、昭和58年 7 月 4 日から施行する。

人 事

◎人事異動

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
(事務代理)			
58. 8. 19	文部教官 (教授生活環境研究センター)	五十嵐 脩	生活環境研究センター長事務代理を命ずる
58. 8. 24	〃	〃	生活環境研究センター長事務代理を免ずる。

◎学内委員

発令年月日	現 官 職	氏 名	異 動 内 容
58. 7. 1	教 授	浅海 重夫	生活環境研究センター研究員を命ずる 任期は昭和60年 6 月30日までとする
〃	〃	森下はるみ	〃
〃	〃	瀬野 信子	〃
〃	〃	清水 碩	〃
〃	助 教 授	水野 梯一	〃
〃	教 授	相田 浩	〃
〃	助 教 授	板倉 寿郎	〃
〃	教 授	伊藤 秋子	生活環境研究センター研究員を命ずる 任期は昭和60年 3 月31日までとする

◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
58. 7. 1		高橋 紀子	事務補佐員(会計課)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
〃		宮内 壽子	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和59年3月31日までとする
(辞職)			
58. 7. 31	事務補佐員(家政学部)	大枝 由美	辞職を承認する
58. 8. 20	見習員(庶務課)	斉藤 雅美	〃
58. 8. 31	教務補佐員(家政学部)	武藤 教子	〃

◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
58. 7. 1		豊田 直平	講師(文教育学部)に採用する 任期は昭和58年7月31日までとする
〃		浅井 博	講師(理学部)に採用する 任期は昭和58年7月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
58. 7. 1		飛田 満彦	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和58年10月31日までとする
〃		堀野 定雄	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和58年7月31日までとする
58. 7. 16		福田 理恵	講師(家政学部)に採用する 任期は昭和59年2月29日までとする
(併任)			
58. 7. 1	文部教官(東京大学教授)	森 謙治	講師(理学部)に併任にする 併任の期間は昭和58年7月31日までとする
〃	文部教官(横浜国立大学教授)	蒲生 重男	〃
〃	文部教官(国文学研究資料館教授)	安沢 秀一	講師(家政学部)に併任にする 併任の期間は昭和58年7月31日までとする
(辞職)			
58. 7. 31	講師(附属高等学校)	島津 弘子	辞職を承認する
58. 8. 31	講師(附属中学校)	青島 朋子	〃

学 事

○昭和59年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

志願する学部・学科	学 力 検 査 科 目	備 考
文 教 育 学 部	現代国語、古典Ⅰ乙 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	舞踊教育学科（舞踊教育学、音楽教育学）の志望者にはほかに実技検査を行う。
理 学 部	数 学 科 数学Ⅰ、数学ⅡB、数学Ⅲ* 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択）	第一志望学科について決められた科目を受験すること。
	物 理 学 科 数学Ⅰ、数学ⅡB、数学Ⅲ、物理Ⅰ・Ⅱ*	
	化 学 科 数学Ⅰ、数学ⅡB、化学Ⅰ・Ⅱ ○物理Ⅰ・Ⅱ*、○生物Ⅰ・Ⅱ* ○印の科目のうち1科目を選択	
	生 物 学 科 数学Ⅰ、数学ⅡB、生物Ⅰ・Ⅱ* ○物理Ⅰ・Ⅱ*、○化学Ⅰ・Ⅱ ○印の科目のうち1科目を選択	
☆ 家 政 学 部	児 童 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科 A 外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ○現代国語、古典Ⅰ乙 ○数学Ⅰ、数学ⅡB ○印の教科のうち1教科を選択	児童学科の志望者にはほかに小論文を課す。
	児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科 B 数学Ⅰ、数学ⅡB ○理科（物理Ⅰ・Ⅱ*、化学Ⅰ・Ⅱ、生物Ⅰ・Ⅱ*から1科目選択） ○外国語（英語B、ドイツ語、フランス語から1か国語選択） ○印の教科のうち1教科を選択	

*数学科の数学Ⅲについては、数学Ⅰ、ⅡBの範囲から出題することもある。

理科については高等学校学習指導要領中、物理は物理Ⅱの「内容」（72、73頁）のうち「(4)原子の構造」を除く。生物は生物Ⅱの「内容」（80頁）のうち「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。

☆児童・被服両学科志望者は、A・Bいずれで受験してもよい。

家庭経営学科はAで受験のこと。 食物学科はBで受験のこと。

○入学者選抜第1次・第2次配点比率

学部名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
		国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
文 教 育 学 部	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	200点	1,000点	舞踊教育学科・舞踊教育学・音楽教育学は実技検査を課し、総合 判定の資料とする。
	第2次試験	250	—	—	—	250	500	
	計	450	200	200	200	450	1,500	

共通第1次学力試験を受験した者は、すべて第2次試験を受験することができるが、可否判定は、次の3点を総合して行う。

- 共通第1次学力試験の総得点が、全国平均程度に達していること。
- 共通第1次学力試験の各教科・科目の得点が、それぞれの配点(国語、数学、外国語については各200点、社会、理科については、それぞれ選択した科目各100点)の20%に到達していること。
- 第2次試験(下表〔400点〕と、共通第1次学力試験の理科(200点)、外国語(200点)の総合成績。

備考：共通第1次学力試験の追試験受験者についても本試験の全国平均点を目安とする。

学部名	学 科 名	数 学 I・II B	数 学 III	物 理 I・II	化 学 I・II	生 物 I・II	外 国 語	計	備 考
理 学 部	数 学 科	150	150*				100	400	*数学 I・II Bを含む
	物 理 学 科	150	100	150				400	
	化 学 科	150		(100)	150	(100)		400	()は選択
	生 物 学 科	150		(100)	(100)	150		400	()は選択

学部名	学 科 名	試験の区分	教 科					配点合計	備 考
			国 語	社 会	数 学	理 科	外 国 語		
家 政 学 部	A 児童 被服 家庭 経営	共通1次試験	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な 参考とする。 () から1教科選択
		第2次試験	(250)	—	(250)	—	250	500	
		計	100(350)	100	100(350)	100	350	1,000	
B 児童 食物 被服	児童 食物 被服	共通1次試験	100	100	100	100	100	500	児童学科のみ小論文を課し、重要な 参考とする。 () から1教科選択
		第2次試験	—	—	250	(250)	(250)	500	
		計	100	100	350	100(350)	100(350)	1,000	

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
家政学 部 助 教 授	島 田 淳 子	アメリカ合衆国	1983年国際マイクロウェイ ブ学会シンポジウムで講演 及び食物学研究打合せのため	58.7.17～ 58.7.27	出 張
理 学 部 助 手	榎 本 陽 子	アメリカ合衆国	クラブ理論及び組み合わせ 理論の研究	58.3.14～ 58.7.29	研 修
理 学 部 助 手	北 垣 温 子	スウェーデン王国 スイス連邦 オーストリア共和国	第7回複合糖質シンポジウ ム参加及びバーゼル大学に おける研究討論	58.7.16～ 58.7.30	〃
理 学 部 教 授	瀬 野 信 子	スウェーデン王国 フィンランド共和国 ノルウェー王国	第7回複合糖質シンポジウ ム参加及び研究資料収集の ため	58.7.15～ 58.7.31	〃
文教育学部 教 授	松 本 千 代 栄	台 湾	大学における舞踊教育研究 集会主任講師	58.7.24～ 58.8.2	〃
理 学 部 教 授	松 本 勲 武	スウェーデン王国 フランス共和国	第7回複合糖質シンポジウ ム参加及びパリ大学におけ る研究討論	58.7.16～ 58.8.7	〃
文教育学部 教 授	徳 丸 吉 彦	アメリカ合衆国	国際伝統音楽協議会第27回 大会出席	58.8.4～ 58.8.18	〃
生活環境研 究センター 教 授	福 場 博 保	大韓民国	漢陽大学で講演及び研究打 合せ	58.8.19～ 58.8.23	〃
文教育学部 教 授	徳 丸 吉 彦	台 湾	学会（中国伝統音楽週間） 出席	58.8.19～ 58.8.25	〃
理 学 部 助 手	佐 藤 浩 史	アメリカ合衆国、カナ ダ、フランス共和国 ドイツ連邦共和国 オランダ王国	文部省在外研究（長期）に よるイオン、原子衝突に関 与する電子状態の研究	57.9.1～ 58.8.31	出 張

○給与に関する勧告について

人事院は、8月5日、国会及び内閣に対し、公務員の給与改定について勧告した。

給与に関する勧告（抄）

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記のとおり改定すること。

(2) 諸手当

1 初任給調整手当について

医療職俸給表(-)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を41,500円とすること。

2 扶養手当について

手当の月額を配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各1人につき4,500円（配偶者がいない職員の扶養親族にあっては、そのうち1人を9,000円）とすること。

3 住居手当について

借家・借間に係る手当について、家賃の額と9,000円との差額が7,500円を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額7,500円とすること。

4 通勤手当について

(1) 交通機関等利用者に対する運賃等相当額的全額支給の限度額を月額19,000円とするとともに、運賃等相当額が当該限度額を超えるときに加算することとされている2分の1加算の限度額を月額3,500円とすること。

(2) 自転車等使用者のうち、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者に対する支給月額を2,700円とし、調整手当の支給されない地域又は官署に在勤し、通勤不便者として取り扱われる者に対する支給月額を、使用距離が、片道10キロメートル以上15キロメートル未満のときは5,200円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満のときは7,000円、片道20キロメートル以上のときは9,000円とすること。

なお、上の(1)及び(2)の改定については、交

通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

(3) その他

期末・勤勉手当の支給日を、基準日から起算して1か月を超えない範囲内で人事院規則で定める日とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、昭和58年4月1日から実施すること。ただし、(3)については、昭和59年4月1日から実施すること。

別記

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(-)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	315,300	244,900	—	—	—	126,800	108,600	—
2	328,500	255,100	218,300	185,400	155,000	133,300	114,000	88,900
3	341,700	265,400	226,600	193,200	161,900	139,900	120,000	91,600
4	355,000	275,700	234,900	201,000	169,000	146,500	126,700	94,500
5	368,300	286,300	243,300	208,900	176,500	153,300	132,900	97,500
6	381,500	296,900	252,100	216,800	184,100	159,800	137,900	100,900
7	394,700	307,500	260,900	224,700	191,600	166,200	142,700	104,700
8	407,800	317,800	269,700	232,600	198,800	172,600	147,500	108,600
9	420,800	327,900	278,500	240,600	206,000	177,900	151,800	112,400
10	433,700	337,900	287,300	248,700	212,900	183,300	155,700	115,800
11	443,700	347,700	296,000	256,900	219,700	188,400	159,500	118,800
12	449,800	357,200	304,600	265,200	226,400	193,500	163,200	121,600
13	455,900	365,600	313,200	273,500	233,100	198,500	166,900	124,400
14	461,500	372,000	321,400	281,700	239,600	203,000	169,600	126,600
15	466,300	378,100	329,300	289,200	245,800	207,300	172,300	128,800
16		382,400	335,800	296,400	251,500	211,600	175,000	130,900
17			342,000	302,200	257,000	215,600	177,500	132,500
18			345,900	307,500	261,100	218,900	179,900	
19			349,700	311,400	264,500	221,900	181,900	
20			353,500	315,000	267,900	224,200		
21				318,600	270,400	226,500		
22				322,200	272,900	228,800		
23				325,800	275,300	231,000		
24					277,700	233,200		
25					280,100			
26					282,500			

口 行政職俸給表(二)

職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
号 俸	円	円	円	円	円	円
1	181,300	153,200	125,500	110,900	89,600	80,000
2	187,300	158,700	131,000	115,700	92,300	82,300
3	193,300	164,300	136,500	120,500	95,400	84,700
4	199,500	169,900	142,100	125,500	98,500	87,100
5	206,100	175,600	147,700	130,500	102,000	89,600
6	212,700	181,300	153,200	135,400	106,100	92,200
7	219,600	186,900	158,400	140,200	110,900	95,200
8	226,500	192,500	163,500	144,900	115,700	98,200
9	233,400	198,100	168,600	149,600	120,400	101,600
10	240,200	203,100	173,700	154,200	125,100	105,500
11	247,100	208,000	178,200	158,700	129,700	109,600
12	254,000	212,900	182,700	162,900	134,000	113,700
13	260,700	217,800	187,100	167,100	138,000	117,900
14	267,300	222,700	191,500	171,100	141,700	122,000
15	273,200	227,400	195,800	174,900	145,000	125,700
16	279,000	232,100	200,000	178,400	147,800	129,100
17	284,800	236,600	204,200	181,700	150,500	132,400
18	290,500	241,100	208,400	185,000	153,100	134,900
19	295,300	245,600	212,500	188,200	155,700	137,300
20	300,100	249,900	216,000	190,600	158,100	139,700
21	304,100	253,800	218,900	192,600	160,100	141,600
22	308,100	257,500	221,400	194,600	162,100	143,500
23	312,100	260,800	223,700	196,600	164,000	145,400
24	315,500	264,100	225,700	198,500	165,900	147,300
25		266,500	227,700	200,400	167,700	149,200
26			229,700			151,100
27			231,700			153,000
28			233,700			154,800
29						156,500

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	176,700	128,600	104,600
2	—	205,900	184,700	136,500	109,200
3	264,000	215,100	192,800	144,500	114,100
4	274,000	224,300	201,000	152,500	120,100
5	284,000	233,500	209,400	160,600	126,300
6	294,100	242,700	218,000	168,600	133,200
7	304,200	251,900	226,600	176,600	140,100
8	314,300	261,300	235,100	184,600	147,400
9	324,400	270,700	243,600	192,600	154,800
10	334,500	279,900	252,000	200,600	162,300
11	344,600	289,000	260,200	208,400	169,700
12	354,800	297,600	268,400	216,200	176,800
13	365,100	305,500	276,600	223,800	183,600
14	375,400	313,100	284,700	230,400	189,900
15	385,700	320,700	292,200	237,000	195,800
16	396,000	327,900	299,700	242,800	201,700
17	406,300	335,000	307,100	248,500	207,200
18	416,100	342,100	314,300	254,200	212,500
19	425,000	349,200	321,400	259,800	217,800
20	433,800	356,100	328,500	265,300	223,000
21	442,600	362,400	335,300	270,800	227,900
22	450,700	368,700	342,000	276,300	232,700
23	458,100	375,000	348,100	281,500	237,300
24	463,600	380,400	353,400	286,600	241,900
25	468,400	385,800	357,300	291,700	245,500
26	473,200	390,700	360,500	295,900	249,100
27		394,200		299,200	252,400
28				302,300	255,700
29				305,300	258,200
30					260,600

口 教育職俸給表(二)

職務の 等級 号	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	306,800	—	115,100	—
2	315,600	226,100	120,800	96,900
3	324,400	234,300	127,700	100,400
4	333,100	242,500	134,800	104,500
5	341,900	250,700	141,800	108,600
6	350,700	258,900	148,800	113,500
7	359,500	267,200	155,700	119,100
8	368,300	275,600	162,500	125,300
9	377,100	284,000	169,300	131,900
10	385,700	292,400	176,200	138,600
11	394,000	300,700	183,100	145,300
12	401,800	309,000	190,300	151,900
13	408,900	317,200	198,200	158,500
14	415,900	325,200	206,300	164,900
15	420,500	333,000	214,400	171,300
16		340,900	222,500	177,700
17		348,800	230,300	184,100
18		356,700	238,200	190,500
19		364,400	246,000	196,800
20		372,000	253,900	203,000
21		378,900	261,800	208,500
22		385,400	269,700	213,900
23		391,900	277,500	218,900
24		398,400	285,300	223,900
25		402,600	293,100	228,600
26			300,100	233,300
27			307,100	238,000
28			314,000	242,300
29			320,800	246,400
30			327,600	250,500
31			333,600	253,800
32			339,400	256,900
33			344,400	260,000
34			348,600	262,800
35			352,800	265,000
36			356,800	
37			359,800	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	303,600 円	— 円	104,500 円	— 円
2	311,400	192,800	109,800	96,900
3	319,200	201,100	115,100	100,400
4	327,000	209,500	120,800	104,500
5	334,800	217,800	127,700	108,600
6	342,500	226,100	134,800	113,500
7	350,100	234,300	141,800	119,100
8	357,700	242,500	148,800	125,300
9	364,600	250,700	155,700	131,900
10	371,500	258,900	162,500	138,500
11	377,700	267,100	169,300	145,100
12	383,800	275,300	176,200	151,400
13	388,600	282,800	183,100	157,600
14	393,400	290,300	190,300	163,600
15	397,500	297,700	198,200	169,500
16		305,000	206,300	175,300
17		312,200	214,400	180,900
18		319,300	222,500	186,300
19		326,300	230,300	191,700
20		333,400	238,200	197,000
21		340,400	246,000	201,900
22		346,800	253,800	206,400
23		352,900	261,600	210,900
24		358,300	269,300	215,000
25		362,900	276,400	218,900
26		366,600	283,300	222,100
27		369,600	290,200	225,100
28		372,600	296,600	227,700
29		375,600	302,800	230,000
30			308,700	232,200
31			314,500	234,300
32			320,200	
33			325,200	
34			330,200	
35			334,800	
36			338,500	
37			342,200	
38			345,900	
39			348,500	

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一) (略)

ロ 医療職俸給表(二)

号	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		308,500	253,700	226,600	193,200	143,000	112,100	98,100	—
2		319,800	264,300	234,900	201,200	149,800	117,400	102,100	91,700
3		331,100	274,900	243,300	209,300	156,600	123,600	106,300	94,800
4		342,600	285,600	252,100	217,500	163,500	129,800	110,900	97,900
5		354,100	296,300	260,900	225,700	170,500	135,900	116,100	101,600
6		365,600	307,000	269,700	233,800	177,500	142,100	122,100	105,400
7		377,000	317,400	278,500	241,900	184,600	148,400	128,100	109,400
8		388,400	327,700	287,300	250,100	191,900	154,700	133,600	113,000
9		399,800	337,900	296,000	258,300	199,100	160,800	138,400	116,200
10		411,100	347,700	304,600	266,500	206,400	166,900	143,200	119,200
11		418,000	357,200	313,200	274,700	213,400	173,000	147,800	121,700
12		423,900	365,600	321,400	282,700	220,100	178,400	151,900	124,200
13		429,500	372,000	329,300	290,100	226,700	183,700	155,900	125,800
14		434,700	378,100	335,800	297,200	233,300	188,900	159,700	
15		439,900	384,200	342,000	303,000	239,900	194,100	163,400	
16		444,400	388,500	345,900	308,600	246,100	199,100	167,100	
17				349,700	313,800	252,200	203,700	169,800	
18					318,500	258,000	208,000	172,500	
19					322,100	262,300	212,300	175,000	
20					325,700	266,000	216,300	177,000	
21						269,600	219,300		
22						272,100	221,600		
23						274,600	223,900		
24						277,000	226,100		

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級 号	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	222,100	173,500	148,600	110,500	96,300
2	229,800	180,200	154,500	115,600	99,800
3	237,800	187,000	160,600	120,800	103,300
4	245,800	193,800	166,700	126,400	106,900
5	254,200	200,700	173,000	132,000	110,500
6	262,700	207,700	179,300	137,600	115,600
7	271,300	214,700	185,600	143,000	120,700
8	279,800	221,700	191,800	148,400	126,200
9	288,300	228,400	197,900	153,800	131,700
10	296,800	235,100	204,000	159,100	137,100
11	305,100	241,700	210,100	164,400	142,300
12	313,400	248,400	216,200	169,600	147,500
13	321,600	255,100	222,300	174,800	152,500
14	329,500	261,800	228,400	179,900	157,400
15	337,300	268,400	234,500	184,900	162,200
16	344,500	275,000	240,400	189,800	166,900
17	351,600	281,600	246,300	194,700	171,500
18	358,200	288,200	252,100	199,500	176,000
19	364,000	294,800	257,800	204,300	180,500
20	367,800	301,200	263,300	209,000	184,900
21	371,500	306,800	268,800	213,600	189,100
22	375,200	311,200	274,200	218,200	193,300
23		315,400	278,500	222,800	197,300
24		319,400	282,700	227,400	200,800
25		322,600	286,600	232,000	204,000
26		325,800	289,600	236,600	207,000
27		328,500	292,600	240,700	209,900
28			295,100	244,600	212,800
29				248,400	215,000
30				250,800	

指定職俸給表

号	俸	俸 給 月 額
1		430,000 円
2		473,000
3		528,000
4		583,000
5		629,000
6		677,000
7		735,000
8		793,000
9		850,000
10		904,000
11		958,000
12		980,000

別記備考

- 各俸給表の備考は現行どおりとする。
- 改定後の俸給表適用の日における職員の職務の等級及び号俸は、その適用の日の前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

給与勧告についての説明(抄) (人事院)

- 人事院は、例年のとおり、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、全国約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

上の調査結果に基づき、公務にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者の相互の給与を比較した結果、その較差は、平均15,230円(6.47%)であることが明らかになったので、これを埋めるための給与改定を行うことが必要であると認めて勧告を行った。このような較差となったのは、職員の給与について昨年の勧告が実施されていないのに対し、民間の給与は、昨年と本年の2年にわたる給与改定を含む水準のものとなっていることによるものである。

- 給与改定の内容は、次のとおりである。

(1) 俸給表

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態をも考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、ここ数年、従来から参考としている民間企業の役員給与に見合った改善が行われていないこともあって、両者の開きは年々拡大を続けてきているが、諸般の事情を考慮すれば、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

- 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒(上級乙試験)108,600円(現行101,900円)、短大卒(中級試験)97,500円(現行91,500円)、高校卒(初級試験)91,600円(現行85,900円)とした。

- 職種別の改善に当たっては、公安職員、若手研究員等について配慮した。

(2) 諸手当

- 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 13,000円(現行12,000円)
配偶者以外の扶養親族のうち2人 各4,500円(現行3,500円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は

9,000円(現行8,000円)

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

- 通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、支給月額を次のとおり改定することとした。

ア 交通機関等利用者の場合

運賃等相当額的全額支給の限度額を19,000円(現行17,000円)に、2分の1加算の限度額を3,500円(現行2,500円)に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は22,500円(現行19,500円)となる。

イ 交通用具使用者の場合

片道5キロメートル以上10キロメートル未満について、2,700円(現行2,200円)に引き上げるとともに、通勤不便者の場合には次のように引き上げるとともに、通勤不便者の場合には次のように引き上げることとした。

片道10キロメートル以上15キロメートル未満 5,200円(現行4,500円)

片道15キロメートル以上20キロメートル未満 7,000円(現行6,100円)

片道20キロメートル以上 9,000円(現行7,800円)

なお、上のア及びイの改定については、交通機

関等と交通用具を併用する場合も同様とした。

3 借家・借間居住者に対する住居手当について、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と9,000円(控除額)との差額が全額支給限度額(7,500円一据え置き)を超える場合の2分の1加算の限度額を7,500円(現行6,500円)に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は15,000円(現行14,000円)となる。

なお、持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

4 医系教官等に対する同手当の支給月額を41,500円(現行39,500円)に引き上げることとした。

5 期末・勤勉手当については、昨年5月から本年4月までの間の民間における賞与等特別給の支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合(4・9月分)と均衡がとれているので、現行のままとした。

なお、その支給日については民間における特別給の支給日の状況を考慮して、これを変更することとし、昭和59年度から6月期にあっては30日(現行15日)、12月期にあっては10日(現行5日)とすることとしている。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、1人当たり平均にして、俸給で12,928円(5.49%)諸手当で1,566円(0.67%)、その他で736円(0.31%)、計15,230円(6.47%)となる。

3 改定の実施時期については、前記2の(2)の5を除き、本年4月1日としている。

4 公務員給与のあり方をめぐり、昨今様々な論議がなされているが、人事院勧告制度は、公務員が一般の勤労者とは異なり労働基本権を制約され、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことから、その制約の代償措置として設けられている重要な制度であって、これが公務員にとってほとんど唯一の給与改善のための手段となっているものであることは本院が繰り返し述べてきたところである。また、その勧告は、情勢適応の原則に基づいて公務員の給与を民間の給与に追いつかせる趣旨のものであるが、一昨年は管理職員等についての給与改定の実施が1年延期されたのに続き、昨年は全職員についての給与改定が実施されないまま現在に至っている状況にある。こうした公務員給与の現状が、職員の志気及び生活等に与える影響は誠に大きく、本院としては、この点深く憂慮しているところである。加えて、同じ一般職の国家公務員である四現業の職員

については昨年の給与改定が公共企業体等労働委員会の仲裁裁定どおりに実施されており、このため現に両者の間に不均衡が生じている点に特に留意する必要がある。

人事院勧告による公務員給与の決定方式が、長年にわたる各方面の努力と理解により名実ともに労働基本権制約の代償措置として定着してきたという経緯にかんがみれば、この勧告制度が確立した制度として維持され尊重されることが、公務における労使関係の安定、高い志気の保持、公正かつ能率的な公務の運営にとって欠くことのできないものであって、このような人事院勧告制度の意義を深く理解され、勧告が速やかに実施されるよう強く要請する。

なお、民間企業においては、人件費増に対応するための種々の努力がなされているところであり、公務の特殊性はあるとしても、公務部門においても職務の遂行及び行政運営に当たってこれらの点を十分認識し、適切な対応を進めることが肝要であると考えられる。

5 本年の職種別民間給与実態調査において、この1年間の民間企業における人件費増に対する対応策及び雇用調整等の状況について調査した結果によれば、多数の企業において諸経費の節減、能率の向上等のための措置が講じられているとともに、一部の企業においては部門の整理・業務の外部委託、残業の規制等の措置がとられていることが認められる。

なお、参考のためいわゆる小規模事業所の一部について、調査の実効性、公務と同種の職務に従事する者の給与等を調査したが、これについては今後も引き続き所要の調査を行う予定である。

6 人事行政改善のための諸施策については、国家公務員法の基本原則の下、諸情勢の変化の中で服務を厳正に維持しつつ職員の志気の高揚と組織の活力の着実な向上を図るため、公務に有為の人材を確保し、職員の資質の向上を図り、能力・適性に基づいた任用を推進し、適正な給与その他の勤務条件を保持することなどに主眼を置いて検討に当たってきたが、これまでの検討の結果に基づき、任用、給与、研修等の諸制度に関し、本院が現在考えているものの骨格を示した。本院としては、今後引き続き関係各方面の意見を聴取しつつ検討を進め、施策の具体的内容について成案を得ることとした。

7 民間における週休制度の実態について引き続き調査したところ、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は70.7% (昨年70.2%) であり、また、隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所の割合は53.6% (昨年53.1%) である。

職員の週休2日制については、いわゆる4週5休

方式により実施されているところであるが、本院としては、前記の普及状況及び今夏から実施される銀行等金融機関の毎月第2土曜日閉店の影響等民間に

おける週休2日制の動向その他の諸情勢に留意し、関係諸機関と連繫をとりつつ、今後の具体的方策について所要の検討を進めることとしたい。

俸給月額増加例

俸給表	職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率
		等級 号俸	円	円	%
行政職(-)	係員	8-7	98,200	104,700	6.6
		7-3	112,600	120,000	6.6
		6-10	171,800	183,300	6.7
	係長補佐 総括課長補佐 課部長	5-10	199,700	212,900	6.6
		4-10	233,800	248,700	6.4
		3-12	286,600	304,600	6.3
		2-11	327,200	347,700	6.3
1-6	359,000	381,500	6.3		
行政職(-)	用務員	4-20	148,500	158,100	6.5
	守衛	3-16	167,400	178,400	6.6
	自動車運転手	2-17	191,700	204,200	6.5
	車庫長	1-20	234,900	249,900	6.4
教育職(-)	助手	4-13	210,000	223,800	6.6
	助教	2-11	271,700	289,000	6.4
	教授	1-15	362,900	385,700	6.3

別記 人事行政改善の諸施策

我が国の人事行政制度は、国家公務員法に定める諸原則に基づいて運用され、継続的、安定的な行政運営の基盤をなすものとして定着してきているところである。しかしながら、近時における人口構造の高年齢化と高学歴化、生活意識の多様化、高度化社会への移行などの社会経済情勢の基調の変化をはじめ、行政の効率的運営の必要性の増大など人事行政制度をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、公務においても職員構成の変化、職務の複雑・多様化等の現象が生じてきているので、引き続き将来にわたって公務を公正かつ能率的に運営していくためには、これらの変化に対応した適切な人事行政上の措置を講ずる必要がある。本院が人事行政制度全般にわたって検討を進めてきたのは、このような認識に基づくものである。なお、現行制度の中には、今日においても経過的な制度として位置付けられているものが存しているが、これらについては、総合的検討のこの機会に整備することが適当であると考えらる。

検討に当たっては、国家公務員法の基本原則の下、諸情勢の変化の中で服務を厳正に維持しつつ職員の志気の高揚と組織の活力の着実な向上を図るため、公務に有為の人材を確保し、職員の資質の向上を図り、能力・適性に基づいた任用を推進し、適正な給与その他の勤務条件を保持することなどに主眼を置き、人事管

理における継続性確保の重要性にかんがみて従来からの制度運用の経験を踏まえるとともに、各省庁、職員団体その他各方面の意見に配慮し、併せて民間の人事管理の動向をも参考にした。

検討の結果に基づき、本院が現在考えている施策の骨格は、次のとおりである。

(1) 任用関係

大学進学率の上昇に伴う新規入職者層の学歴構成の変化を考慮しつつ、行政の複雑・多様化等に対応し、今後必要とされる有為の人材を確保するため、採用試験の体系を現行の上級甲種試験に相当する試験、現行の上級乙種試験及び中級試験に替わる新設の試験並びに現行の初級試験に相当する試験に再編する。

また、同等の学歴・資格を有する職員の増加、在職期間の長期化等の環境の中で、昇進管理を適正に行っていくため、昇任のための資格要件の策定、より適切な昇任の方法等について検討を進めるものとする。

(2) 給与関係

職務の複雑・専門化、職務段階の分化等に対応するとともに、職務に応ずる給与の原則への一層の適合を図り、また、在職期間の長期化等に適切に対応するため、俸給制度について所要の整備を行う。具体的には、技術的な専門職種を中心とする一定の職種を対象とした俸給表を新設し、また、俸給表の等級構成について、行政職俸給表(-)に所要の等級を増設し、これと

の均衡及び職務の実態等を考慮して他の俸給表についても必要な再編整備を行うこととするほか、各等級の号俸数についても所要の整備を図ることとする。なお、特別昇給、初任給における学歴差の取扱い等についても一部改めることとする。

このほか俸給の調整額について、勤労条件の変化、給与の上下較差との関係などを考慮して、その基本調整割合等の適正化を図ることとし、調整手当についても、地域ごとの民間賃金の状況その他地域事情の変化等に対応した支給対象地域の見直し及び大都市における要員確保の困難性等を考慮した一部地域の支給割合の変更について検討を進めるものとする。

(3) 研修関係

行政の複雑・多様化、行政運営の効率化等に的確に対応し得るように、職員の能力の向上等を図るため、長期的かつ計画的に職員を養成するために行う研修の充実と日常の執務を通じて行う研修の推進を図ることとし、これらの研修の計画・実施の指針等研修実施に関する基準を策定するとともに、全省庁研修として、本省庁課長補佐級の段階で幹部養成研修を、本省庁係長級の段階で職員の登用に資するための研修をそれぞれ新たに実施するものとする。

(4) 官職の分類関係

国家公務員の職階制に関する法律によって定められている職階制に替わるものとして、官職の職務の種類の類似性に応じた職群と、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた等級とによる現実に即した構造の官職の分類を行い、任用、給与制度等の基礎とする。

(5) その他

このほか、休暇制度について、従前の例によるものとされている現行制度を法制的に整備するとともに、その内容についても社会一般の情勢に適應するよう整備を図ることとする。また、その他の諸制度についても所要の整備を図るべく引き続き検討するものとする。

本院は、今後引き続き関係各方面の意見を聴取しつつ、更に具体的な検討を進め、実施のために法律の改廃を要する事項については、他日、国会及び内閣に対して意見の申出又は勧告を行いたいと考えている。

○職員の住所変更

日誌(抄)

- 7月1日(金) 教育実習検討会、事務連絡会議
- 4日(月) 入学者選抜方法研究会小委員会
- 5日(火) 部局長会議、共用体育施設利用連絡協議会、第17回東京地区国公立大学厚生補導職員研修会(5日～8日於：筑波大学山中研修施設)
- 6日(水) 研究科委員会(理学・家政学)、各学部教授会
- 11日(月) 昭和58年度新入生セミナー(11日～13日於：八王子大学セミナーハウス)
- 12日(火) 部局長会議、百年史刊行委員会
- 13日(水) 評議会
- 17日(日) 夏期休業始(7月17日～9月8日)
- 19日(火) 学生委員会
- 21日(木) 生活環境研究センター運営委員会
- 25日(月) 事務連絡会議、事務改善研究委員会
- 28日(木) 対奈良女子大学(定期戦硬式テニス)(28日・29日：於：本学)
- 8月1日(月) 対奈良女子大学卓球定期戦(於：奈良女子大学)
- 5日(金) 共同体育施設利用連絡協議会
- 22日(月) 公開講座受講受付(22日～26日)
- 27日(土) 対奈良女子大学軟式テニス定期戦(27日～29日於：奈良女子大学)
- 30日(火) 農水産分野出身国立大学長会議(30日・31日於：京都大学)